

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和 5 年 5 月臨時会	
議案番号 議案名	議案第 4 号 財産の取得について
議員名・会派名等	はじめの会(鴈野聡、石塚裕、柿沼光利、田中睦生、岡本優子)
賛否態度	反対
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	<p>ただいま委員長より報告のありました、議案第 4 号「財産の取得」について、委員長の報告どおり会派を代表して反対の討論をいたします。</p> <p>まず、我が会派の一貫したスタンスは「国有地の購入は必要だが、市役所の建替えは別の話」というものです。</p> <p>反対の理由を大きく 4 つ述べます。</p> <p>1 つめとして、執行部と議会との合意形成についてです。議会においては、これまで「まちづくり用地」として国有地を購入することが議論され、合意形成がなされてきましたが、「市役所用地」として購入することは、議会との間で合意は形成されていませんでした。本議案は、これまでの用途を「市役所用地」に変更したものであり、議会との合意形成は、庁舎整備に関する特別委員会の中で行うしかありませんでしたが、残念ながら、委員会でのご答弁は合意できる内容ではありませんでした。</p> <p>反対の理由 2 つめは、令和5年5月23日に公表された「市役所機能再編整備基本構想」との整合性についての疑問です。土地面積の制約を考えれば、第3章第2節にある「方向性3 将来の変化に対して柔軟に対応できる」という項目に、疑問のある立地と言わざるを得ません。</p> <p>市長からは「複合施設であれば検討の余地がある」旨のご答弁を頂きましたが、本当に複合施設を考えているのであれば、国は用途指定を付さない訳ですから、特別多数議決が必要のない、例えば図書館や体育館などの「市役所庁舎以外の施設」を国に取得要望すべきではなかったでしょうか？</p> <p>もっと言うなら、用途指定が付されていない土地の購入だからこそ、市長の明確なビジョンが必要ではなかったでしょうか？</p> <p>残念ながら、市長をはじめ、執行部の皆様方のご答弁からは、国有地購入後のまちづくりの展望が見えることはありませんでした。</p>

反対の理由 3 つめです。

令和5年5月12日の庁舎整備に関する特別委員会において、会派を代表して私が質疑をしました、昭和33年に今の場所に市役所を移転した際の手続きとの整合性についてです。

本委員会において再度質疑をしましたところ、昭和33年3月定例会で市役所移転の特別多数議決の後、昭和33年5月臨時会で今の場所の財産取得の議決をしていたことが答弁いただき、確認することができました。

まさに本議案を上程する今臨時会は、地方自治法第4条に基づき特別多数議決が必要となる「松戸市役所の位置を変更する条例」を改正するタイミングだと思っていましたが、「市役所の位置変更の議案を提出しない理由」について納得のできる答弁はありませんでした。

最後に反対の理由 4 つめは、市長と議会の信頼関係が崩れたことです。

市長は本臨時会を令和5年5月24日に招集しておきながら、その前日の23日に「移転が得策」という立場を明確に示した市役所機能再編整備基本構想を公表しました。これは議会軽視も甚だしいと憤りを感じています。信頼関係は崩れました。とても悲しかったです。委員会の中で市長に質疑をしましたところ「妥当な判断だったと思っている。」とご答弁されました。市長、それはないですよ。本当に悲しかったです。

繰り返しになりますが、我が会派の一貫したスタンスは「国有地の購入は必要だが、市役所の建替えは別の話」という考え方です。

加えて言うなら、市役所は松戸駅周辺にこだわらず分散させても良いので、一日も早く仮庁舎を探して現地で建て替えるべきではないでしょうか？仮庁舎方式であれば、2年程度で新庁舎への建替えが可能です。

市役所建替えを「ゼロベース」で検討すると言いながら、仮庁舎方式を検討することもなく、「移転が得策」という執行部の結論には、到底納得できるものではありません。

以上のことから、用途指定が付されていない国有地を、議会との合意形成が出来ていない「市役所用地」として購入することは認め難く、本議案に反対いたします。

満場の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。